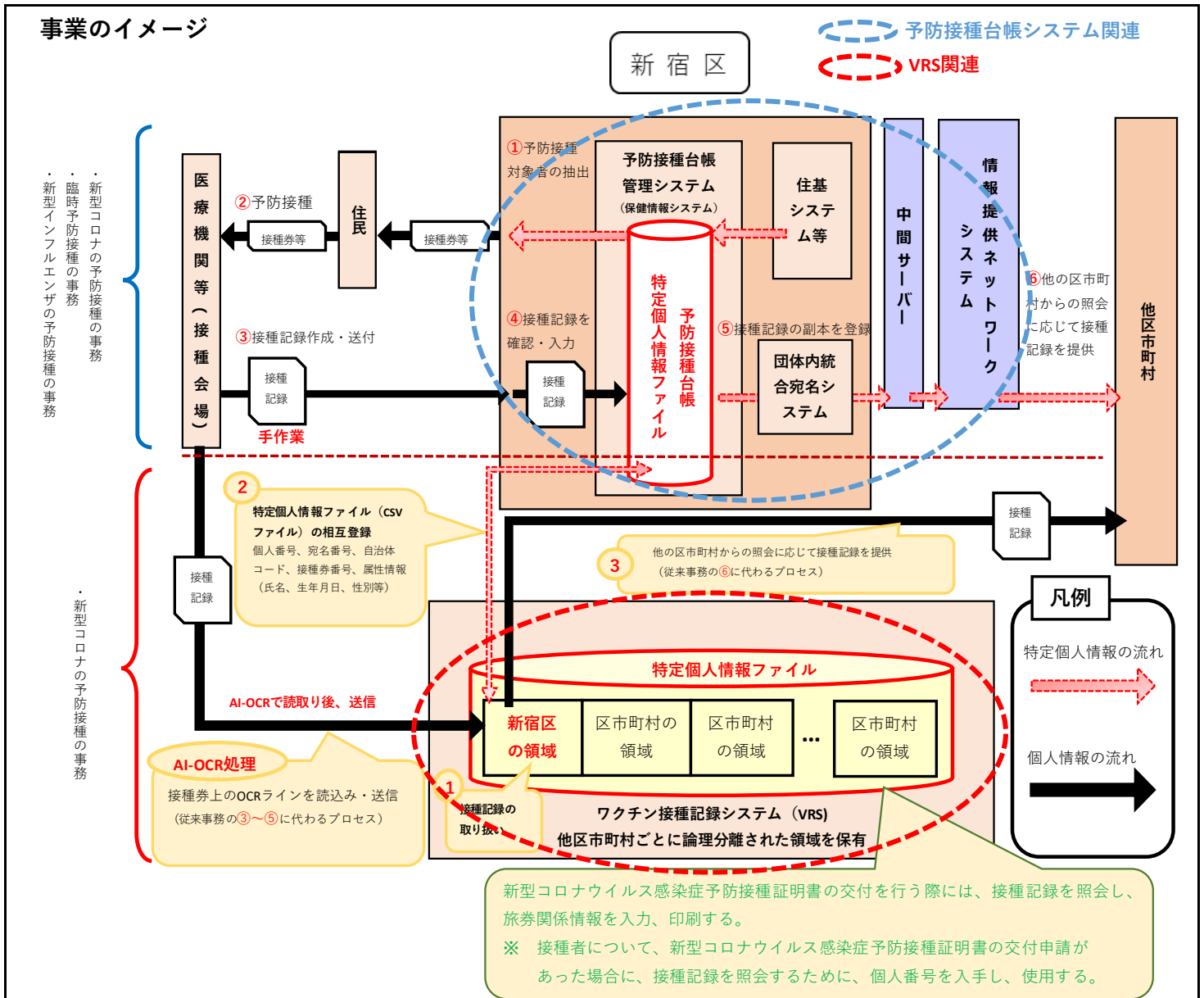


事業概要及び事業イメージ



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事務、予防接種法に基づく臨時接種事務及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務では、予防接種台帳管理システムにより抽出された予防接種対象者に対し、区から予診票や接種券を郵送する。予診票や接種券を受け取った対象者は、医療機関等でワクチンを接種し、ワクチンの接種後、接種記録が記載された予診票等は、医療機関等から区に提出される。区は、提出された予診票等から予防接種台帳に接種記録を登録し、中間サーバー、情報提供ネットワークシステムを通じて、他区市町村に接種記録を照会又は提供できる。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務では、国がワクチン接種記録システム (VRS: Vaccination Record System) を整備することで、自治体がワクチン接種の状況を可能な限り逐次把握することを支援している。また、接種者から、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合は、ワクチン接種記録システム (VRS) に登録されている接種記録の照会を通じて新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付する。